

徳島県告示第五百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年九月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
T A O K Aメンタルクリ ニッケ	小松島市小松島町字井利ノ口 一〇四	医療法人養生園	平成二十九年 七月三十一日
佐藤外科医院	美馬市脇町字拝原一三四四	佐藤 俊雄	令和二年六月 三十日
あおぞら耳鼻科	鳴門市大津町吉永前ノ越二七 四	平賀 智	同 七月 一日